

令和8年7月10日

諏訪市建設水道部まちづくり整備課

上諏訪駅西口駅前広場基本計画策定及び基本設計業務委託に係る簡易公募型プロポーザル

令和8年6月29日付けで公表を行った標記案件に係る質問への回答は次のとおりです。

番号	資料	質問事項	回答
1	実施要領	参加資格要件の確認について、当該プロポーザルに参加出来る資格の有無は、参加表明書の提出日時点において判断されるものと理解しておりますが、その認識で相違ないでしょうか。	お見込みのとおり、参加申込書の提出日時点における資格要件で判断します。
2	実施要領	実施要領 p4（1）受注候補者選定方法における「選考委員会」のメンバーを教えてください。可能か。	「選考委員会」のメンバーについて、事前公表は行いません。
3	実施要領	実施要領 p5④その他にある「事前に提出した企画提案書のみを使用すること」とあるが、これは提案書をベースとしたパワーポイント等のスライドも使用不可という認識か。	プレゼンテーション時の追加提案は不可ですが、企画提案書をベースとしたパワーポイント等のスライドは使用できます。
4	業務説明書	業務説明書 p5 の「8 その他」（1）⑥過年度の委託業務の成果品はプロポーザル検討時から貸与は可能か。	過年度の委託業務の成果品については、応募参考資料（データ形式）として貸与します。 ※貸与を希望される場合は、申請書（任意形式）を提出してください。
5	実施要領	「関係団体」として具体的に想定する相手先はあるか。	地元自治会や商店街、エリアプラットフォームなどを想定しています。
6	業務説明書	検討委員会と WS 等は直接の関係があるか。例えば委員会にて WS の内容を諮問するなどの必要性があるか。	検討委員会において、WS 等における議論の内容について諮問することも想定しています。
7	業務説明書	業務説明書 p3 「5-2 2 年目業務(1)(オ)基本計画図の作成」は、(エ) 景観設計での比較検討の結果、一案に絞り込んだものについて作成する認識でよいのか。	お見込みのとおりです。